

太田市4箇月未満乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児がいる家庭に対し、保健師、助産師、子育て経験者等（以下「訪問事業従事者」という。）による家庭訪問（以下「訪問」という。）を実施し、子育て支援に関する情報提供、指導、助言等を行うことにより、乳児の健やかな育成環境の整備並びに乳児及びその保護者の健康の保持及びその増進を図るため、太田市4箇月未満乳児家庭全戸訪問事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 出生後4箇月に達しない者をいう。
- (2) 新生児 出生後28日を経過しない者をいう。

(対象)

第3条 事業の対象は、市内に住所を有する乳児のいるすべての家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

- 2 対象家庭の乳児が新生児であって、母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する訪問指導を行った場合においても、事業を実施するものとする。

(内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児の身体状況の観察
- (2) 育児に関する不安、悩み等の聴取及び相談
- (3) 子育て支援に関する情報提供
- (4) 支援の必要な家庭に対する提供サービスの検討
- (5) 関係機関との連絡調整

(実施時期等)

第5条 事業は、対象家庭の乳児が出生後4箇月に達しない間に実施する

ものとする。ただし、対象家庭の都合等により、対象家庭の乳児が出生後4箇月に達しない間に実施できない場合は、この限りでない。

2 訪問事業従事者は、事業の実施に当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、要求があったときは関係者にこれを提示しなければならない。

(周知等)

第6条 訪問事業従事者は、母子健康手帳の交付、出生届の提出等の機会を利用し、対象家庭に対し、事業の周知を図るとともに、訪問の際は、事前に訪問の同意を得る等、訪問を行いやすい環境づくりに努めるものとする。

(事故の処理)

第7条 訪問事業従事者は、訪問中に事故が発生したときは、その状況を速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(訪問記録)

第8条 訪問事業従事者は、訪問を行ったときは、訪問記録を作成しなければならない。

(ケース対応会議)

第9条 訪問により、特に個別的な対応が必要と認められる家庭については、関係者によるケース対応会議を開催し、適切な支援等を検討するものとする。

(研修)

第10条 市長は、訪問事業従事者の資質の向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 訪問事業従事者は、対象家庭において業務上知り得た個人に関する情報その他の秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。